

議案第八号

杉並区女性福祉資金貸付条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区女性福祉資金貸付条例等の一部を改正する条例

第一条 杉並区女性福祉資金貸付条例（昭和五十年杉並区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十号中「盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）」を「特別支援学校」に改め、同条第十一号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第二条 杉並区奨学資金に関する条例（昭和三十四年杉並区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条 杉並区立学校設置条例（昭和三十五年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表中「三 養護学校」を「三 特別支援学校」に改める。

第四条 杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年杉並区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第五条 杉並区立済美教育センター条例（昭和三十九年杉並区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（提案理由）

学校教育法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区女性福祉資金貸付条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区女性福祉資金貸付条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

（資金の種類）

第四条 資金の種類は、次のとおりとする。

一 九 略

十 修学資金 女性又は女性が扶養している子が高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校

の高等

部を含む。以下同じ。）、大学、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金

十一 就学支度資金 女性又は女性が扶養している子の小学校（特別支援学校）の小学部を含む。以下同じ。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援

（資金の種類）

第四条 資金の種類は、次のとおりとする。

一 九 略

十 修学資金 女性又は女性が扶養している子が高等学校（中等教育学校の後期課程及び盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の高等

部を含む。以下同じ。）、大学、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金

十一 就学支度資金 女性又は女性が扶養している子の小学校（特殊教育諸学校）の小学部を含む。以下同じ。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特殊教育

学校 の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）以外の法律の規定に基づき特別の教育を行う施設を含む。以下同じ。）への入学に際し必要な資金。ただし、小学校又は中学校への入学に係る資金にあつては、借り受けようとする者が特に経済的に困難な事情にある場合に限る。

諸学校 の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）以外の法律の規定に基づき特別の教育を行う施設を含む。以下同じ。）への入学に際し必要な資金。ただし、小学校又は中学校への入学に係る資金にあつては、借り受けようとする者が特に経済的に困難な事情にある場合に限る。

第二条による改正（杉並区奨学資金に関する条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（目的）

（目的）

第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校 の高等部を含む。）

第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）

第四条による改正（杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償

杉並区に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園を別表のとおり設置する。

杉並区に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める小学校、中学校、養護学校及び幼稚園を別表のとおり設置する。

新 第三条による改正（杉並区立学校設置条例の一部改正）

旧 第三条 例

以下同じ。）若しくは高等専門学校又は同法第八十二条の二に規定する専修学校のうち同法第八十二条の三に規定する高等課程に入学の許可を受け、又は在学し、向学心がある区民で経済的理由により修学の困難な者に対し、修学上必要な学資金（以下「奨学金」という。）を貸し付け、もつて社会のために有為な人材を育成することを目的とする。

以下同じ。）若しくは高等専門学校又は同法第八十二条の二に規定する専修学校のうち同法第八十二条の三に規定する高等課程に入学の許可を受け、又は在学し、向学心がある区民で経済的理由により修学の困難な者に対し、修学上必要な学資金（以下「奨学金」という。）を貸し付け、もつて社会のために有為な人材を育成することを目的とする。

に関する条例の一部改正)

新 条 例

(目的)

第一条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百三十三号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき、杉並区立学校（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校をいう。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の法第三条に規定する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

新 条 例

第五条による改正（杉並区立済美教育センター条例の一部改正）

旧 条 例

(目的)

第一条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百三十三号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき、杉並区立学校（杉並区立小学校、中学校及び養護学校をいう。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の法第三条に規定する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

旧 条 例

(事業)

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学校（杉並区立学校設置条例（昭和三十五年杉並区条例第一号）に規定する小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。）の経営支援及び教育に関する調査研究に関すること。

二〇五略

(事業)

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学校（杉並区立学校設置条例（昭和三十五年杉並区条例第一号）に規定する小学校、中学校、養護学校及び幼稚園をいう。）の経営支援及び教育に関する調査研究に関すること。

二〇五略